

## 法の日を迎えて ～法を身近に感じてみよう～

10月1日は、「法の日」です。

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって定められました。

**法**は、個人と個人との自由の調和を図り、安定した社会生活を送れるようにする役割を果たしています。また、国に対し、法に従って権限を行使するように命じることによって、国による権限行使が適正な内容と手続の下で行われるようにすることで、国民の権利を守るという役割も果たしています。

国民の皆さん一人一人が、法や裁判への理解を深めることは、社会の中でそれぞれの自由を尊重しながら、安心して暮らせる社会をつくることに役立つものと考えます。この機会に、是非、法や裁判について考えてみてください。

**の**ぞいてみてください。法を身近に感じていただくために、裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種の行事を実施しています。裁判所では、今年も「法の日」週間中、裁判員制度に関するものを始め、全国各地で法や裁判手続に関する説明会や見学会等の催しを行う予定です。

各地の催しは、『裁判所ウェブサイト』<http://www.courts.go.jp/>で紹介しています。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。



々わたしたちを取り巻く社会は変化し、生活の様々な場面で法の果たすべき役割がこれまで以上に重要となってきています。

国民の皆さんが刑事裁判に参加する裁判員制度は、施行から3年が経過し、今までに多くの方々が裁判員又は補充裁判員を経験されました。裁判員制度の最新情報や広報用映画・裁判員経験者へのインタビューなどは『裁判員制度ウェブサイト』<http://www.saibanin.courts.go.jp/>で紹介しておりますので、こちらも是非、ご覧ください。

### 無料調停相談会が開催されます。

佐賀地方・家庭裁判所は、佐賀県内6箇所において開催される、調停委員による無料調停相談会（佐賀調停協会連合会主催）を後援しています。

詳しくは、裁判所ウェブサイト [http://www.courts.go.jp/saga/l2/Vcms2\\_00000089.html](http://www.courts.go.jp/saga/l2/Vcms2_00000089.html) をご覧ください。

☆ 裁判傍聴については、随時受け付けております。

（お問い合わせ先）佐賀地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係 TEL0952-23-3161